健康診査　目的

「健康診査」は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により、多くの方が避難生活を余儀なくされ、食生活、運動習慣など生活習慣が大きく変化し、また、受診すべき健康診査も受けることができなくなるなど、健康に不安を抱えている住民もいることから、県民の健康状態を把握し、生活習慣病の予防や疾病の早期発見、早期治療につなげることを目的に避難区域住民を対象に開始されました。

第50回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

健康診査　健康診査　概要（1/2）

【健診項目】

年齢区分	健診項目
０歳～６歳 （就学前乳幼児）	身長、体重 [希望がある場合のみ] 血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画）
７歳～15歳 （小学校１年生～ 中学校３年生）	身長、体重、血圧、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画） [希望がある場合のみ] 血液生化学（AST、ALT、γ-GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、血糖、血清クレアチニン、尿酸）
16歳以上	身長、体重、腹囲（又はBMI）、血圧、血算（赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、血小板数、白血球数、白血球分画） 尿検査（尿蛋白、尿糖、尿潜血） 血液生化学（AST、ALT、γ-GT、TG、HDL-C、LDL-C、HbA1c、血糖、血清クレアチニン、eGFR、尿酸） ※ 赤文字部分は、通常、特定健康診査では検査しない追加項目

【対象】

・2011年３月11日から2012年４月１日までに対象地域に住民登録をしていた方。
（対象地域を転出後も対象としています。）

・実施年度の４月１日時点で対象地域に住民登録をしていた方。

〔対象地域〕

広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村、南相馬市、田村市、川俣町、伊達市の一部（特定避難勧奨地点の属する区域）

第50回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成

健康診査　健康診査　概要（2/2）

毎年、15歳以下の小児と16歳以上の県外居住の方には、指定医療機関での個別健診を、16歳以上の県内居住の方には以下の３種類の方法で健診が実施されています。

1．市町村が実施する特定健診・総合健診にこの健診で追加した健診項目を上乗せして実施
2．福島県立医科大学が実施する集団健診
3．県内指定医療機関での個別健診

- 15歳以下
  - 県内居住者
    - 県内指定医療機関での小児健診
  - 県外居住者
    - 県外指定医療機関での小児健診
- 16歳以上
  - 県内居住者
    - 市町村が実施する特定健診・総合健診での追加項目上乗せ健診
    - 福島県立医科大学が実施する集団健診
    - 県内指定医療機関での個別健診
  - 県外居住者
    - 避難元市町村が実施する特定健診・総合健診での追加項目上乗せ健診
    - 県外指定医療機関での個別健診

健康診査とは（福島県立医大放射線医学県民健康管理センターウェブサイト）より作成

健康診査

健康診査　わかってきたこと(過体重、高血圧、肝機能異常、高血糖)

最新の調査結果：https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/kenkocyosa-kentoiinkai.html　へ

■主な健診項目の経年変化　（年齢区分　40～64歳、65歳～）

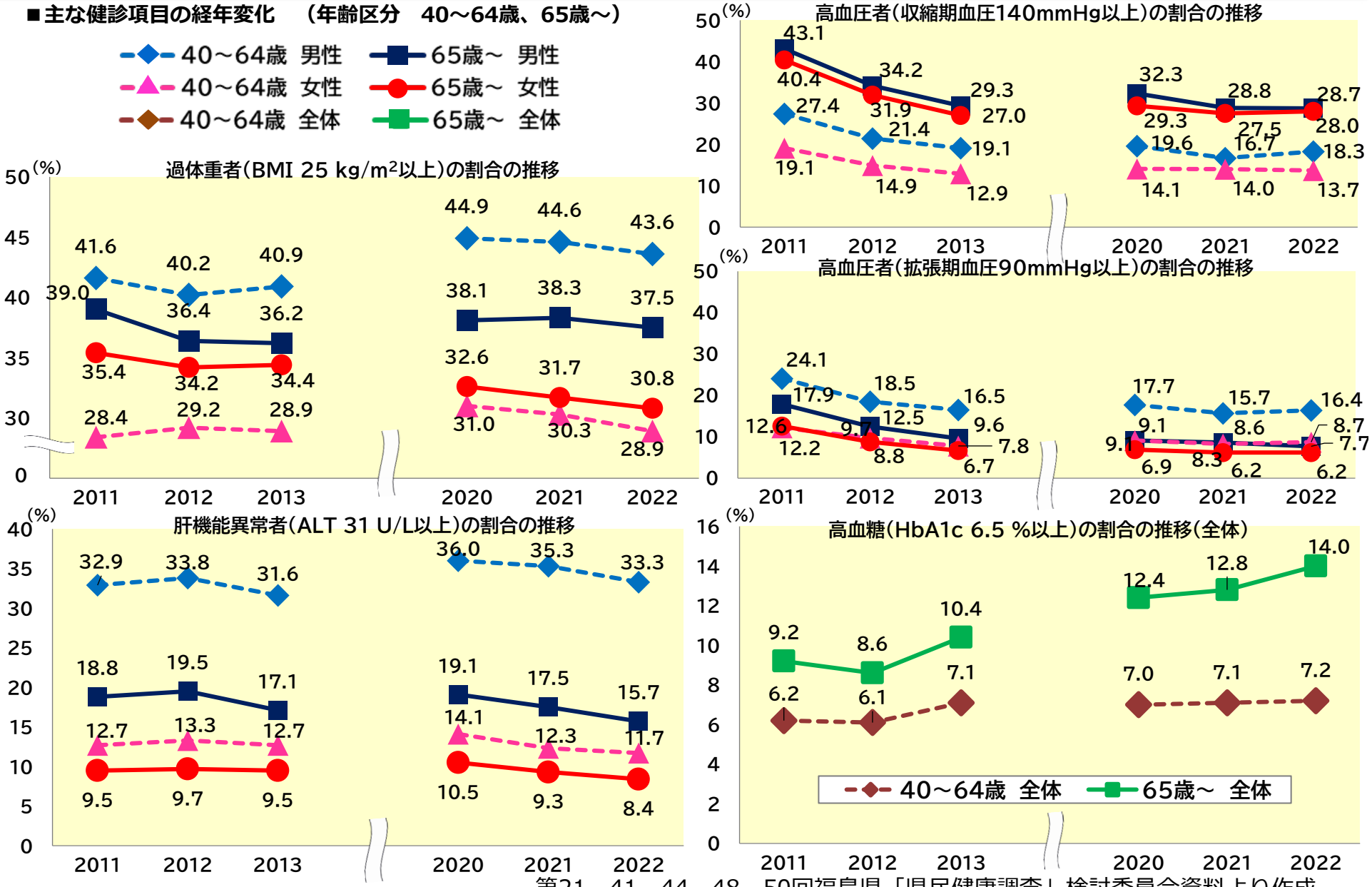

第21、41、44、48、50回福島県「県民健康調査」検討委員会資料より作成